

2021年9月8日（水）
学校のあり方検討委員会

学校再編について

○小中一貫教育の根拠（「学校教育法等の一部を改正する法律」平成28年4月1日施行）
学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校制度を規定するもの。小中一貫教育の形態として、義務教育学校と小中一貫型小中学校の2つがある。

【義務教育学校とは】

①目的

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと

②修業年限

- ・9年とし、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する
- ・学年の区切りは「4・3・2制」や「5・4制」などが可能

③校長の数

1人

④教職員

小学校と中学校の免許状の併用を原則とする（当分の間は例外あり）

【小中一貫型小中学校とは】

①小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

②修業年限

9年間一貫した指導を実施したり、「4・3・2」（多く見られるパターン）や「5・4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能

③校長の数

小学校、中学校それぞれに1人ずつ

④教職員

それぞれの組織体系

[1]小中一貫教育が求められている要因・効果

- ①義務教育9年間の系統性・連続性に配慮した教育活動
- ②①に伴う小中学校の教員の連携
- ③学年の区切りを柔軟に設けられる
- ④中1ギャップへの対応
- ⑤社会性育成機能の向上
- ⑥地域の実態（児童生徒数の増減や学校規模など）
など

○必要なこと

- ・人材の確保（小中の免許）
- ・教育の質の保証
- ・長瀬町の実態に応じた教育課程の見直し

[2]小中一貫教育の施設形態

- ①施設一体型（義務教育学校に多い。）
小・中学校が、一体の校舎に設置。9学年の子供たちが一緒に生活する。
- ②施設隣接型（小中一貫校に多い。）
小・中学校が、隣接した敷地に立地。子供たちはそれぞれの校舎で生活する。
- ③施設分離型（小中一貫校に多い。）
小・中学校が、離れている。子供たちはそれぞれの校舎で生活する。

【行田の例】

- ・東西南北の地域に分かれ、その地区ごとに、児童生徒数や耐用年数、実態などを考慮し、今後5年間の見通しの中で、小学校同士の再編成・義務教育学校・小中一貫型小中学校、さらにその10年先の見通しの中で、地区ごとに再編成・義務教育学校・小中一貫型小中学校を考えている。（令和元年時点）

【春日部の例】（埼玉県初の義務教育学校：春日部市立江戸川小中学校）

- ・2小1中を再編成し、平成31年4月1日開校
- ・小学5～中学3年生が既存の校舎、小学1～4年生が新築校舎
- ・遊具の設置（中学生は利用不可）
- ・乗り入れ授業や教科担任制 など

*参考資料

文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」

文部科学省「小中一貫導入に向けた取組」

行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画 など